

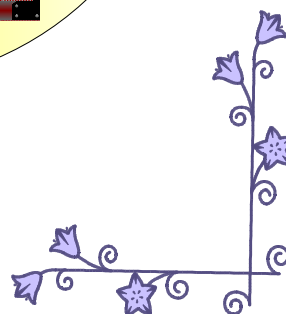
古物営業

を営まれる方へ

- 古物営業を始めるにはどうしたらよいのか？
- 古物営業の基本的なルールは何か？



福島県警察本部



□ 古物営業を始めるにはどうしたらよいのか？

『公安委員会の許可が必要になります。』

1 古物営業法の目的

盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もって窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資することを目的としています。

2 古物営業の種類

古物商とは

古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業をいいます。

※ 古物商の許可が必要になります。

□ 許可の対象から除かれる営業

- 古物の買い取りを行わないで、古物の販売のみを行う営業

無償又は引取り料を徴収して、引取った物品を修理、再生して販売する営業等

- 自己が売却した物品をその相手から買い戻す行為だけを行う営業

以前に自分が販売した物品を相手方から買い戻すことだけを行う営業等

(表紙)	(許可証内欄)
古物商許可証	第 _____ 号 交付 年 月 日 福島県公安委員会 印
	氏名又は名称 _____ 年 月 日生 住所又は居所 _____ 代表者の氏名 _____ 代表者の住所 _____ 行 動 する・しない

古物市場主とは

古物商間の古物の売買又は交換のための市場を経営する営業をいいます。

※ 古物市場主の許可が必要になります。

古物競りあっせん業者とは

古物の売買をしようとする者のあっせんを、競りの方法（インターネット・オークションに限る。）により行う営業をいいます。

※ 古物商等の許可は不要ですが、営業開始の日から2週間以内に営業開始の届出が必要になります。



3 古物の定義

一度使用された物品、若しくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこのいずれかの物品に幾分の手入れをしたものをいいます。

使用とは

その物の本来の目的に従って「使う」ことをいいます。例えば、衣類は「着用」すること、自動車等は「運行の用に供する」こと、鑑賞的美術品は「鑑賞」することです。

幾分の手入れとは

物品の本来の性質、用途に変化を及ぼさない形で、修理等を行うことです。

4 許可申請等の手続き

どの公安委員会の許可を受ければよいのか。

主たる営業所（営業の中心となる営業所）又は古物市場の所在地を管轄する都道府県公安委員会から許可を受けなければなりません。



□ 2つの県にそれぞれ営業所を設ける場合

主たる営業所や古物市場が所在する公安委員会に対し、許可申請をする際、別の都道府県にある営業所や古物市場を、その他の営業所・その他の古物市場として記載してください。
都道府県ごとに許可を受ける必要はありません。

□ 同一県内に、複数の営業所を設けて古物商等を営もうとする場合

許可申請をする際、別の場所にある営業所や古物市場を、その他の営業所・その他の古物市場として記載してください。

どの警察署に許可申請を行えばよいのか。

主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する警察署（又は分庁舎）の生活安全課（係）に、許可申請書（1通）を提出してください。

古物営業の許可を受けられない場合

次の欠格要件に該当する場合は、許可申請をしても許可を受けることができません。

欠 格 要 件 一 覧

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、又は古物営業法第31条に規定する罪（無許可営業等）若しくは財産犯罪等（窃盗罪、背任罪、遺失物横領罪、盗品等有償譲受け等の罪）を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ③ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの
- ⑤ 住居の定まらない者
- ⑥ 古物営業の許可を取り消された日から起算して5年を経過しない者
- ⑦ 古物営業の許可の取り消しをする日までに許可証を返納した者で、当該返納の日から起算して5年を経過しないもの
- ⑧ 心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの
- ⑨ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者
- ⑩ 営業所又は古物市場ごとに管理者を選任すると認められない相当な理由がある者
- ⑪ 法人で、その役員のうち①～⑧までのいずれかに該当する者があるもの

5

許可申請に必要な提出書類

許可申請のためには、次の書類を準備する必要があります。

	必要書類	法人	個人	備考	
許可申請書	別記様式第1号その1(ア)	○	○	警察署生活安全課(係)に備え付けてあります。福島県警察本部ホームページにも掲載しています。	
	別記様式第1号その1(イ)	○			
	別記様式第1号その2、その3、その4	○	○		
添付書類	定款の謄本	○		事業目的の内容に古物営業が含まれること。	
	登記事項証明書(登記簿の謄本)	○		同上	
	最近5年間の略歴書(法人役員は全員)	○	○	警察署生活安全課(係)に備え付けてあります。福島県警察本部ホームページにも掲載しています。	
	住民票の写し(法人役員は全員)	○	○	本籍が記載されているもの。外国人の方は国籍等が記載されているもの。個人番号が記載されていないもの。	
	身分証明書(法人役員は全員)	○	○	本籍地を管轄する市町村において交付されます。外国人の方は不要です。	
	誓約書(法人用)	○		役員全員の連署による作成も可能です。	
	誓約書(個人用)		○		
	URLの使用権限の疎明資料(ホームページ利用取引きを行う場合)	○	○	URLの使用許諾に関するプロバイダからの通知書等の写しが必要になります。	
	管理者	最近5年間の略歴書	○	○	
		住民票の写し	○	○	
身分証明書		○	○		
誓約書(管理者用)		○	○		

※ 添付書類の作成日、発行日は、申請時のおおむね3か月以内のものであることが必要です。

※ 許可に関する事項については、開示請求等の対象となり公開される場合があります。

申請手数料

次の金額を福島県収入証紙で納入しなければなりません。

古物営業許可申請手数料 19,000円



□ 古物営業の基本的なルールは何か？

『古物商等の遵守事項等について』

1 標識の掲示義務等

標識の掲示義務

古物商又は古物市場主は、それぞれの営業所若しくは仮設店舗又は古物市場ごと、公衆の見やすい場所に、古物営業法規則で定められた標識を掲示しなければなりません。



※ 県防犯協会連合会で、作成の代行を受け付けております。(手数料あり)
許可等申請時に窓口で相談してください。

ウェブサイトへの掲示義務

古物商、古物市場主は、

- ・ 氏名又は名称
- ・ 許可を受けた公安委員会の名称
- ・ 許可証の番号

をウェブサイトに掲載することが義務付けられています。

ただし、

- 常時使用する従業者の数が5人以下である場合
- ウェブサイトを有していない場合

はウェブサイトへの掲載義務は免除されます。(常時使用する従業者の数が5人以下であっても、ウェブサイト上で取引を行う古物商は掲載義務は免除されません。その取り扱う古物に関する事項と上記項目を表示しなければなりませんのでご注意ください。)

2 管理者の選任義務

古物商又は古物市場主は、営業所又は古物市場ごとに、その営業所又は古物市場に係る義務を適正に実施するための責任者として、管理者一人を選任する義務があります。

留意事項

古物商等は、営業所ごとに選任する管理者に、取り扱う古物が不正品であるかどうかを判断するために必要とされる一定の知識、技能又は経験を得させるよう努めなければなりません。



3 相手の身分確認義務

古物商を営み、「古物を買う受ける場合」、「古物と他の物を交換する場合」、「古物の売却又は交換の委託を受ける場合」には、取引相手の真偽を確認するため、次のいずれかに掲げる措置をとらなければなりません。

身分確認の措置

- ① 相手の住所、氏名、職業及び年齢（以下「住所等」といいます。）を確認する。（自動車運転免許証の提示を受ける。）
- ② 相手から住所等が記載された文書の交付を受ける。（面前で署名したものに限る。）
- ③ 相手から住所等が記載された電子署名付き電子メールの送信を受ける。
- ④ ①から③までに掲げるほか、これらに準じる措置として、国家公安委員会規則で定める方法により確認する（方法の詳細は省略します。）。

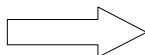
4 帳簿等への記録義務等

「古物の売買」等により、古物を受け取り、又は引き渡したときは、その都度、所定の事項を記録しておかなければなりません。

帳簿等への記録義務

次のいずれかの方法により、所定の事項を記録する義務があります。

- 帳簿への記載
- 取引伝票の編綴
- コンピュータ入力



- ① 取引の年月日
- ② 古物の品目及び数量
- ③ 古物の特徴
- ④ 相手方の住所、氏名、職業及び年齢
- ⑤ 相手方の身分を確認した方法



帳簿等の保存義務

帳簿等を最終の記録をした日から3年間営業所等に備え付ける義務があります。

5 身分確認及び帳簿等への記録が免除される取引

対価の総額が、1万円未満の場合

ただし、次の古物の取引の場合には、対価の総額が1万円未満であっても身分確認と帳簿等への記録は免除されません。

- ① 自動二輪車及び原動機付自転車（これらの部分品も含まれます。）
- ② 家庭用コンピュータゲームに用いられるプログラムを記録した物（家庭用コンピュータゲームソフトが該当します。）
- ③ 光学的方法により音又は影像を記録した物（CD・DVD等で、カセットテープ、ビデオテープ、FD、MD、フラッシュメモリは対象外です。）
- ④ 書籍（買取冊数が多い場合は、〇〇外〇点等とまとめて記載できます。）

自己が売却した物を、売却した相手から買い戻す場合

古物を売却する場合

ただし、次の古物については、売却した時も帳簿等への記録義務があります。

- ① 美術品類
- ② 時計・宝飾品類
- ③ 自動車（その部分品で1万円以上のものを含みます。）
- ④ 自動二輪車及び原動機付自転車（その部分品で、1万円以上のものを含みます。）



6

その他のルール

行商、競り売りの際の許可証等の携帯義務

古物商

古物商は、行商をし、又は競り売りをするとき、許可証の携帯義務があります。

- 行商とは、営業所を離れて取引を行う営業形態をいいます。
- 仮設店舗とは、営業所以外の場所に仮に設けられる店舗であって、容易に移転することができるものをいいます。

※ 仮設店舗を出すこと、古物市場での売買や自動車等の訪問セールスも行商になります。

古物商の代理人、使用人その他従業者（以下「代理人等」という。）

古物商は、代理人等に行商をさせるときは、国家公安委員会規則で定める様式を行商従業者証を携帯させる義務があります。

(表 面)

行商従業者証	
写 真	氏 名
	生年月日

(裏 面)

古物商の氏名又は名称	
古物商の住所又は居所	
許 可 証 番 号	福島県公安委員会 第 号
主として取扱う古物区分	



- ※ 県防犯協会連合会で、作成の代行を受け付けております。(手数料あり)
許可等申請時に窓口で相談してください。

許可証等の提示義務

古物商又は代理人等は、行商をする場合において、取引相手から許可証等の提示を求められたときは、許可証等を提示する義務があります。

営業の制限

古物商の営業制限

古物商は、営業所又は取引相手の住所若しくは居所以外の場所において、古物を買収し、若しくは交換するため、又は売却若しくは交換の委託を受けるため、古物商以外の者から受け取ることができません。

ただし、仮設店舗で古物営業を営む場合で、営む日から3日前までにその日時及び場所を届け出た場合は、仮設店舗に置いても古物を受け取ることができます。

古物市場における取引制限

古物市場においては、古物商間でなければ古物を売買し、交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けることができません。

名義貸しの禁止

古物商又は古物市場主は、自己の名義をもって、他人にその古物営業を営ませることができません。

営業内容に変更があった場合

変更内容により、提出期限が変わります。

- ① 主たる営業所等の別
- ② 営業所の新設・廃止
- ③ 営業所の名称・所在地変更

については、変更予定日の3日前まで（例：4月5日が変更予定日であれば、提出期限は4月1日【4月2日ではありません】）に提出しなくてはなりません。

- ① 法人の名称及び所在地の変更
- ② 代表者・役員の氏名及び住所の変更
- ③ 行商をする・しないの別
- ④ 主として取り扱う古物の区分変更
- ⑤ 営業所（古物市場）ごとに取り扱おうとする古物の区分変更
- ⑥ 管理者の交替・氏名及び住所の変更
- ⑦ URLの追加・削除

については、変更日から14日以内（登記事項証明書を添付すべき時は20日以内）に提出しなくてはなりません。

なお、営業所を新設する場合は、

営業所の新設 営業予定日の3日前までに提出

新設した営業所の管理者の選任 変更日（営業開始日）から14日以内に提出

と、2回に分けて申請する必要がありますのでご注意ください。

許可証に記載されている内容に変更がある場合は、

書換申請手数料 1,500円（福島県収入証紙で納入）

が必要となります。

青少年との取引規制

福島県では、県青少年健全育成条例において、古物商がその営業に関して青少年（18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。）から物品を買受け、若しくは物品の販売の委託を受け、又は青少年と物品を交換することを規制しています（青少年が保護者の依頼を受け、又は同意を得たと認められるとき、その他正当な理由があると認められるときは除きます。）。

古物営業者は、取引きの相手方が青少年でないことの確認を確実に実施しなければなりません。

～福島県青少年健全育成条例第22条～

1～2（略）

3 古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第三項に規定する古物商は、その営業に関し青少年から物品を買受け、若しくは物品の販売の委託を受け、又は青少年と物品を交換してはならない。

